

伊那市議会 基本条例

◆条例の構成

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 議員の責務及び活動原則(第四条・第五条)
- 第三章 議会運営の原則と議会の機能(第六条―第九条)
- 第四章 市民との関係(第十条―第十二条)
- 第五章 市長等執行機関との関係(第十三条―第十七条)
- 第六章 議員の政治倫理(第十八条)
- 第七章 会派及び政務調査費(第十九条・第二十条)
- 第八章 議会事務局(第二十一条)
- 第九章 補則(第二十二條・第二十三条)
- 附則

◆前文

わが国の地方公共団体は議会の議員と執行機関である長のいずれをも直接公選とする二元代表制を採用しているが、これはその選任に住民の意思を直接反映さ

せるとともに、議会と執行機関としての長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治体運営を図ることを期待している。

このような組織体制の下で、地方自治体が独自の責任と判断により、政策を立案し決定していく地域主権が進み、住民に最も身近な市町村の役割は一層重要となり、特に市町村議会の果たす役割と責任は重く、住民からの期待はより高まってきた。

伊那市議会は、地域主権の流れで、これまでも議会の活性化や議会改革に取り組んできたところである。しかし、これまでの改革に満足することなく、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会、市民に開かれた議会を目指して議会・議員の役割と責務を再認識し、議会の機能をより充実させるために議会基本条例の制定の必要性を認識するに至った。

よって、ここに伊那市議会は、二元代表制の下での、議会・議員のあり方を明確にするとともに、市

民の負託にこたえ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、本条例を制定する。

《解説》

条例を制定するに至った過程、制度趣旨、理念などが示されています。

※二元代表制

地方自治体において、その地域に住む住民が市長と議員をそれぞれ直接選挙する制度であり、それぞれ独立した機関となっています。

※地域主権

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできるシステムを目指した地域づくりをいいます。

※負託

責任を持たせて任せることです。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地方自治の

本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」とする。)との関係を明確

にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な負託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

《解説》

条例の目的です。市民から選ばれた議員として市民が暮らしやすく、また伊那市の発展に向け努力することを示しています。

(基本理念)

第二条 議会は、市民の意思を市政に反映させるために公平かつ公正な議論を尽くすことにより、市政における唯一の議決機関としての役割を果たし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

条例の基本理念です。議会は市民の意見を反映させ、政策を決定する議決機関の役割があります。市民が関わりながら住みやすいまちづくりを目指すことを示しています。

《解説》

議会は、市民の意見を反映させ、政策を決定する議決機関の役割があります。市民が関わりながら住みやすいまちづくりを目指すことを示しています。





※議決機関
市の政策を決定する機関です。

(基本方針)

第三条 議会は、前条の基本理念

にのっとり、各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

(一)市民に対する積極的な情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

(二)市民の意思を的確に把握し、市政に反映させること。

(三)市長等の事務の監視機能の強化を図り、これを発揮すること。

(四)政策の立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

《解説》

条例の基本方針です。第二条の理念のもと、積極的に情報公開を行い市民がより関わりを持てる議会運営に努めます。市長などの政策の実行に伴い、その事務のチェックをしていきます。また、政策を立

案したり、提言したりすることを積極的に行うことを示しています。

◆第二章

議員の責務及び活動原則

(議員の責務)

第四条 議員は、市民の代表者として、市民全体の福祉の向上のために活動することにより市民の負託にこたえるものとする。

《解説》

市民から選ばれていることを自覚し、市民が暮らしやすい伊那市となるよう努力することを示しています。

(議員の活動原則)

第五条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(一)議員は、自らの資質の向上に努めること。

(二)議員は、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思の把握に努めること。

(三)議員は、議会活動について、市

民に対して説明すること。

《解説》

議員自身が資質向上をはかり、市民にとって身近な存在となり、意見を幅広く吸収できるように努力することを促しています。

◆第三章

議会運営の原則と議会の機能

(議会運営の原則)

第六条 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めなければならない。

《解説》

市民に積極的に情報を公開し、分かりやすい議会運営を目指すことを示しています。

(議員間討論の重視)

第七条 議会は、言論の府として、また合議制の機関として、議員間討論の場を設けるとともに、これを重んじなければならない。

らない。

《解説》

議員間での討論や政策論議の場を積極的にを行い、議会本来

の機能を発揮するよう求めています。

※合議制

複数の人が集まって決める制度です。

(議会の機能)

第八条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

《解説》

議会の機能として、行政が行う事務が適正かどうかのチェックの強化、政策の立案や提言を積極的に行うことを示しています。

(議長の責務)

第九条 議長は、中立公正な職務の遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

《解説》

議会を代表しての議長の立場や民主的にスムーズに議会運営を行うことを示しています。



議会改革フォーラム

◆第四章 市民との関係

(市民の参画機会の充実)

第十条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。

二 議会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の意思を議会の審議に反映するよう努めるものとする。

三 議会は、市民との意見交換の実施等、市民の議会参画に係る制度の充実に努めるものとする。

《解説》

自治法上に定められた参考人制度などあらゆる制度を利用して、市民の議会への積極的な関与を促し、市政のさまざまな課題や推進する施策に対処し多様な市民の意見を把握し、市民と議員の意見交換の実施などの制度の充実に努めることを示しています。

※参考人

委員会などで議案や請願・陳情の審査、調査のため必要があるときは、意見を聞くための利害関係者や学識経験者などをいいます。

(情報公開の推進)

第十一条 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、開かれた議会に資するため、情報公開を推進しなければならない。

《解説》

議会の市民に対する説明責任を明確にし、情報公開の一層の推進をつたっています。

(議会広報の充実)

第十二条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会に関心を持つよう広報活動を実施しなければならない。

《解説》

さまざまな広報手段により市民に関心を持たれるような議会活動をすることを示しています。

◆第五章

市長等執行機関との関係

(市長等の関係の基本原則)

第十三条 議会は、二元代表制の下、市長等の事務が、適正、公平性かつ効率的に執行されるよう監視しなければならない。

《解説》

それぞれ直接選挙で選ばれた市長と議員が独立した関係の中で、議会のチェック機能について示しています。

(議会の決議等の尊重)

第十四条 市長等は、その事務の執行に当たっては、議会における決議、意見書及び提言を尊重するよう努めるものとする。

《解説》

市民から提出された請願や陳情をもとに議決された議会の決議や意見書について市長が尊重するよう求めています。

※決議

会議である事柄を決定することです。決定した議会の意思を内外に表明することです。決議は法律に基つくものではありません。

※意見書

市で対応できない重要なことにつ

いて議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書です。

(議会への政策等の説明)

第十五条 市長等は、市政における重要な計画、政策及び課題を議会に対して説明するよう努めなければならない。

《解説》

市長などは、市の重要な計画を策定したり変更したりする場合は、議会を通じて市民によく説明するよう求めています。

(議会活動の尊重)

第十六条 市長は、議会に関する予算の調整に当たっては、必要な議会活動の実施に差し支えないよう努めるものとする。

《解説》

議会の予算について示しています。

(市長等の議員への反問)

第十七条 市長等は、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。



議会改革特別委員会

《解説》

議場における議論をより活性化させ、論点を市民により分かりやすく示し、活発な政策論争となるよう市長の反問権を認めました。

※反問

質問をしてきた相手に逆に質問することです。ここでは、確認のために質問すること、また対案も示せることを表しています。

◆第六章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第十八条 議員は、市民の負託に

より、市民の代表として市政に携わる機能と責務を有することを自覚し、公正、誠実及び清廉を基本として、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

《解説》

市民の代表として、議員であるという自覚を持ちながら常に行動するよう姿勢を示しています。

◆第七章

会派及び政務調査費

(会派)

第十九条 議員は、議会活動を行う

ため、会派を結成することができる。

二 会派は、基本的理念及び政策が一致する議員で構成し、議会活動を行う。

三 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

《解説》

伊那市議会における会派制の採用を明確にすることも、その政策立案能力の向上などの努力義務をつたっています。

※会派

同じ政策を持つ議員の集団を示します。

(政務調査費)

第二十条 会派は、伊那市議会政務

調査費の交付に関する条例(平成十八年伊那市条例第二百六十九号)の規定に基づく政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

二 会派は、政務調査費の適正な執行に努めなければならない。

三 会派は、政務調査費を活用した

調査研究の結果について、議長に報告するとともに議会活動の場で生かしていくよう努めなければならない。

四 会派は、政務調査費の全ての支出の証拠を明確にし、公表するとともに、政務調査費の透明性の向上に努めるものとする。

《解説》

会派に交付される政務調査費が議員の資質向上に役立てられるよう有効に使用され、使い道を明らかにすることを示しています。

※政務調査費

調査研究に必要とされる経費として会派または議員に対し交付するものです。伊那市では会派に支給されます。

◆第八章 議会事務局

(議会事務局の体制整備)

第二十一条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

《解説》

議会活動をサポートするための議会事務局の体制や仕事などについて示しています。

◆第九章 補則

(他の条例等の関係)

第二十二条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

《解説》

議会に関係する他の条例を制定する場合や改正するなどの時はこの条例とも合わせることを示しています。

(見直し規定)

第二十三条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

《解説》

市民の意見や社会情勢を見ながら見直しが必要ときは検討をして対応することを示しています。

◆附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。